

熊本県地域防災計画 令和2年度修正の概要

主な修正項目

1. 全体構成の見直し

- ①利便性の向上を図るため、全体構成の見直しを実施
(災害種別ごとの編構成とし、「共通対策編」を設け、重複記載を解消)

2. 内容の修正

(1) 防災基本計画修正(R1.5)の反映

- ①住民の避難行動を支援する防災情報の提供
- ②防災教育の充実、避難訓練の実施等
- ③南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等
- ④農業用ため池の耐震化、統廃合
- ⑤被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
- ⑥ライフライン関係機関との連携体制の構築(R2防災基本計画修正見込)

(2) 本県独自の修正

- ①熊本県防災情報共有システムの活用
- ②避難所外避難者把握の仕組みづくり
- ③避難所における感染症予防等の対策

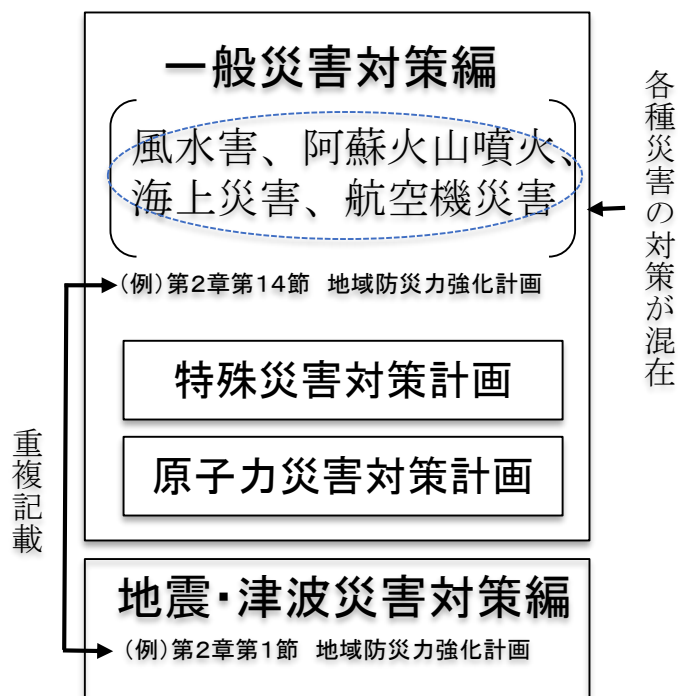
1. 全体構成の見直しについて

現行

- ①「地震・津波災害対策編」が独立した編となっている一方、「一般災害対策編」中に各種災害の対策（風水害、阿蘇火山噴火等）が混在
- ②「一般災害対策編」と「地震・津波災害対策編」の内容に重複記載、ページ数が多い

全体イメージ

(583P)



見直し後

- ①各編を災害種別ごとに再編
- ②「共通対策編」の新設（各編では共通対策編で記載した内容は重複して記載しない）
※現行計画の「節」単位の並び替えで対応（内容の修正は行わない）

全体イメージ

(約440P)



2. 内容の修正について

(1) 防災基本計画修正 (R1.5) の反映

① 住民の避難行動を支援する防災情報の提供

- ・避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にすることにより、警戒レベルに対応した住民の積極的な避難行動を喚起する旨を明記

※令和元年出水期から運用開始

⇒新旧対照表13P

警戒レベルを付した県民への防災情報の提供

② 防災教育の充実、避難訓練の実施等

- ・水害や土砂災害リスクのある学校における避難訓練と防災教育の実施について明記

⇒新旧対照表5P

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報など
5	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 (既に災害が発生) (市町村が発令)
4	速やかに安全な場所へ避難(※)	避難指示(緊急) 避難勧告 (市町村が発令)
3	避難に時間を要する高齢者等は避難	避難準備・高齢者など避難開始 (市町村が発令)
2	避難行動の確認	洪水注意報 大雨注意報など (気象庁が発表)
1	心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)

2. 内容の修正について

③南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等

- ・南海トラフ沿いで大規模地震の発生する危険性が高まった時に気象庁が発表する「臨時情報」に伴う対応等について明記

※本県内では南海トラフ地震防災対策推進地域の10市町村が対象 ⇒新旧対照表38～41, 43～49P

1. 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報の推進

※災害応急対策業務に従事する県職員を中心に、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要な防災教育を実施する。

※県は、市町村と協力して、住民に対する教育を実施する。 ほか

2. 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

※南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村は、少なくとも年1回以上実施するよう努める

※県は、市町村、関係機関等と連携して地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 ほか

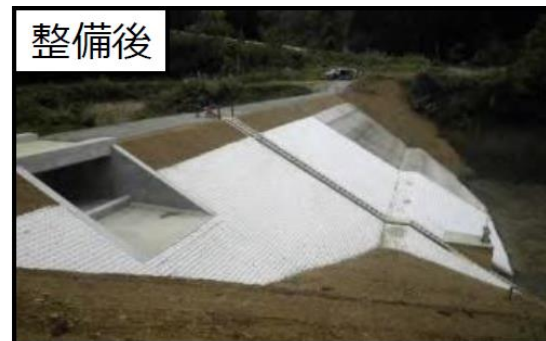
3. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達、職員配置等の災害応急対策に係る措置

※県は、南海トラフ地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過以後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 ほか

④ 農業用ため池の耐震化、統廃合

- ・地震による破損等で決壊した場合に人的被害発生のおそれのあるため池について、耐震化や統廃合を進める旨を明記

⇒新旧対照表51 P



ため池の耐震化（内閣府防災HPより）

⑤ 被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- ・被災者の1日も早い生活再建のため、県及び市町村は、日頃から社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築する旨を明記

⇒新旧対照表9 P

⑥ ライフライン関係機関との連携体制の構築 <令和2年度の防災基本計画修正見込>

- ・令和元年の台風15号の経験を踏まえ、ライフライン関係機関と、平時からの連携体制を構築する旨を明記

⇒新旧対照表2 P

(2) 本県独自の修正

① 熊本県防災情報共有システムの活用

- ・本システムを活用し、災害情報の確実・迅速な伝達や防災関係機関間での円滑な情報共有を図る旨を明記

※令和2年度から運用開始

⇒新旧対照表13P

② 避難所外避難者把握の仕組みづくり

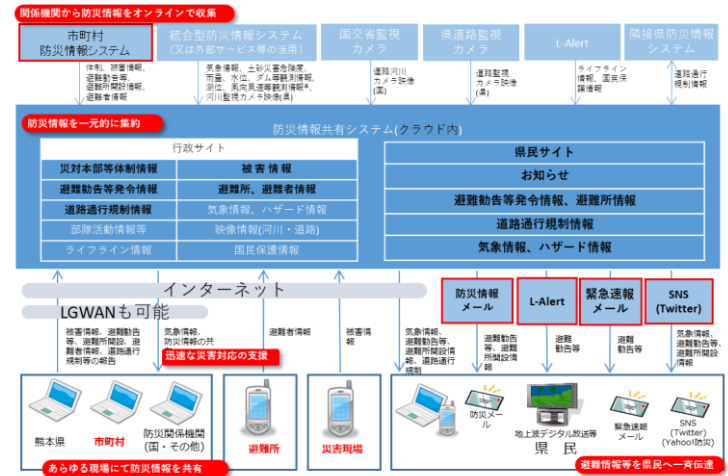
- ・避難所外避難者の点在を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者の把握のための具体的な対策（避難状況を自ら報告する仕組みやNPO等と連携した把握体制の整備等）をあらかじめ整理しておく旨を明記

⇒新旧対照表7P

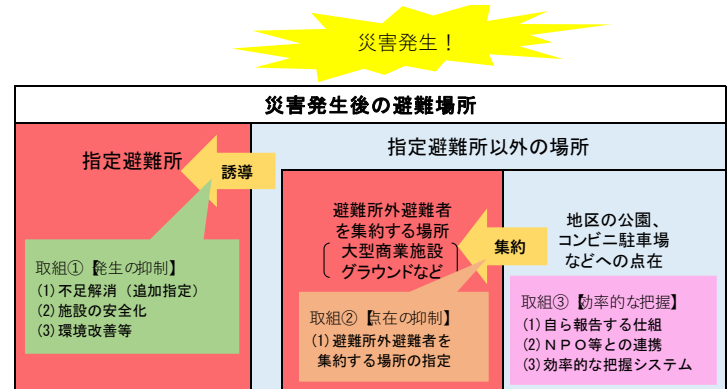
③ 避難所における感染症予防等の対策

- ・感染症流行時の避難所における感染症の予防・まん延防止のための対策を明記
- 感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。
- 避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

⇒新旧対照表25P



熊本県防災情報共有システムの概要



避難所外避難者対策の全体像イメージ